

静岡県告示第278号の12

新しい生活様式に対応した県産水産物販売促進イベント開催事業費補助金交付要綱（令和3年静岡県告示第326号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>令和4年4月10日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和4年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>第7 実績報告</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5の(1)のウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は<u>補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日</u>のいずれか早い日まで</p> <p>附 則</p> <p>1 この告示は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分及び<u>令和4年度分</u>の補助金に適用する。</p> <p>2 この告示は、<u>令和5年5月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。